

保険相互会社をめぐるエピソード(6) 国光生命 有能な支配人

記事を読んでいる友人から、国光といえば昔懐かしいリンゴの銘柄だ、というメールをもらった。たしかに、国光は紅玉とならんでリンゴの双璧だった。試しに『広辞苑』をひいてみると、三番目の意味として、「③リンゴの一品種。晩生で色は紅黄、比較的酸味が薄い」とある。ちなみに、紅玉は、「③リンゴの一品種。果肉は薄クリーム色、酸味が勝ち、表皮は真紅」とある。リンゴの果肉は、ほぼ例外なく「薄クリーム色」なのに、紅玉の定義にだけなぜ書かれているだろうか。ともあれ、真っ赤で酸味があるのが紅玉で、そうでないのが国光と考えればよいようだ。

ここで気になるのは、会社とリンゴとどちらが先かということ。それまで様々に呼ばれていたリンゴのある品種が「国光」という名称に統一されたのが1900年のようだ。よって会社が、リンゴより少し遅い。ちなみに、1900年は、日本で最初の保険監督法である保険業法が生まれた年でもある。この法律により、保険事業は、株式会社あるいは相互会社という企業形態に限られることになった。相互会社という企業形態は、同法で保険業に関して初めて法認されたのである。

前回の記事では、他の中小生命保険相互会社と比べると経営が比較的順調に推移していたと述べた。またその理由は、情報公開にカギがあると指摘した。当時の保険経営者の一部は、会社の財産運用や営業成績などを公開することを嫌っていた。なぜなら、生命保険会社を所有するメリットが、長期運用に耐える巨額な資金を利用できることだったからである。資本市場が十分に発達していない当時は、現在と比べて資本調達コストが高かった。よって生命保険会社の巨額な資産は、事業家にとって魅力だったのだ。その事業家が、「実業家」ではなく「虚業家」であった場合は、他事業への資産の流用などが危惧される。とくに相互会社の場合、株式会社における株主の経営に対する規律づけに匹敵するような規律づけを行うのが難しい。相互会社が、「虚業家」の標的になりやすかったのは、そのためだ。

初期の生命保険相互会社は、株主が存在しない分、契約者に高い配当を実現できると宣伝した。その反面、財産運用や営業成績などの契約者（所有者）への情報公開が不透明かつ不十分な場合、経営者に対する規律づけに問題が生じることは明らかだった。多くの初期の生命保険相互会社が成長できなかった原因は、後者の問題、すなわちガバナンスの問題であったといっても過言ではない。

国光生命の発起は「頗る難産」であった。発起の動機が、「都下の質屋の発起で、自分達の金融機関」にしようとするもので、「一時は流産」となる寸前だったが、島津伯爵などが引っ張り出されてようやく設立された。重役には「殿様連」を祭上げているが、「仕事は総て岩間君がやり、岩間君の補足役に政友本黨の榊清兵衛老が常任監査役として控て御座る」という（以上の引用は、すべて稲見泰治『保険はどこへ』文雅堂、1926年）。また、稲見によれば、岩間六郎は、「研究心の旺盛なことに於て、斯界稀に見る」人であった。

岩間六郎は、愛知中学を卒業後、真宗信徒生命保険会社に入社し（画像1を参照）、その

後、京都の朝日生命に転じた関係で、同社を含む三社合併による大同生命設立に関する合併事務に従事した。そこでの力量を農商務省保険課長楠秀太郎に認められて、明治 35 年に保険課の課員となった。その後の彼のキャリアにかかわる保険学者の志田鉦太郎と知遇を得たのは、この保険課であった。彼は、志田を介して、千代田生命の創立事務に携わるが、明治 37 年 3 月 6 日に日露戦争に応召し 1 年 11 か月軍籍を置いた。その後、これも志田の紹介で、明治 30 年 2 月 15 日に帝国生命の統計課に勤務した（画像 2 を参照）。本来ならば、このまま帝国生命に勤務していくべきところ、またもや志田からの相談を受けた。その内容は、伯爵島津忠亮の社長就任が確実であるにもかかわらず、設立認可が受けられないままでいた、第三生命相互保険の設立認可に関することであった（画像 3 を参照）。

第三生命が国光生命の名称で設立認可されると、岩間は、明治 40 年 8 月 25 日の創立総会で取締役となり、翌日支配人に任命される。岩間 32 歳の時である。しかし、明治 41 年 7 月 14 日に取締役を解任され、同月 23 日には支配人を辞任し、「主事」となっている。この辺の事情は、岩間の役割を「免許取得の請負人」と考えていた一部の取締役が、若輩の岩間排斥を行った結果であった。

役員経験者で保険の仕事ができるのは岩間だけだったので、陰ながら支援する勢力もあって、岩間が保険実務を引き続き行っていたようだ。岩間は、事業報告書のみならず、社報などにおいて、財産状況、投資内容、および営業成績の詳細を公開している。その意図は、ひとつには、相互会社の契約者（所有者）に対する透明性を確保することにより、営業の進展を図ったことがあるが、別の意味として、岩間を追いやった取締役勢力が暗然とした力を発揮しないように透明性を高めたということでもあった。

こうした会社発展への成果が認められ、岩間は、大正 8 年 7 月 1 日に支配人に、大正 10 年 8 月 22 日に取締役に復帰する。さらに大正 12 年 7 月 3 日には、専務取締役に選任され、同社の最高経営責任者に復活した（画像 4 を参照）。家族にも恵まれ、新築本社も完成し、保険人生は順風満帆であった（画像 5、6 を参照）。だが、国光生命の行く手には、中小生保には過酷な昭和恐慌が待ち受けていたのである。



後列向て右より二人目(著者)

著者の代時勤在命生宗眞

画像1 真宗信徒生命保険時代の岩間六郎(後列むかって右から二人目)(『國光生命昔がたり』より)

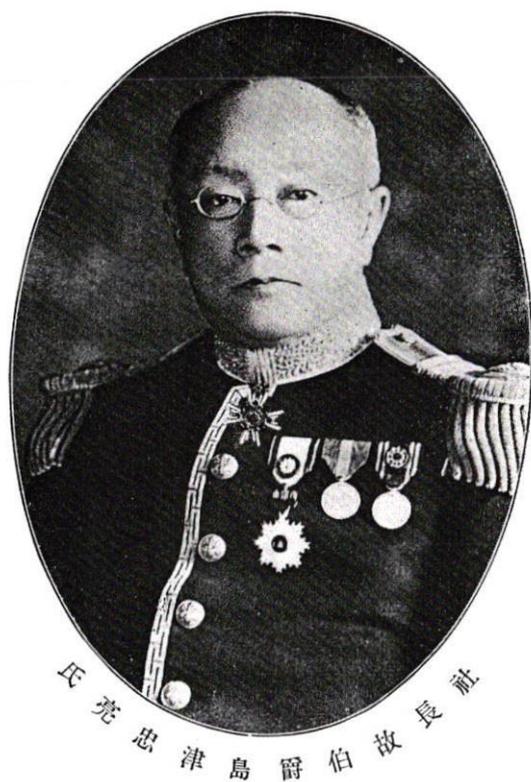


前列向て右より三人目(著者)

著者の代時勤在命生國帝

画像2 帝国生命勤務時代の岩間六郎(前列むかって右から三人目)(『國光生命昔がたり』)

より)



画像3 国光生命初代社長伯爵島津忠亮（『國光生命昔がたり』より）



者著の代時業開命生光國

画像4 国光生命時代の岩間六郎（真ん中）（『國光生命昔がたり』より）



族家其と者著の近最

画像 5 岩間六郎と家族（大正 15 年ごろ）（『國光生命昔がたり』より）



画像6 国光生命本社ビルの絵葉書（大正15年ごろ）